

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

| | |
|---|---------|
| 東京所沢線 | 路線名 |
| 所沢市大字久米字田島二一一七番一 地先から同市大字久米字田島二一六 五番二二地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和四年三月二十三日午前 十時 | 供用開始の期日 |
| 平成二十五年三月二十六日 付け埼玉県川越県土整備事務 所長告示第十二号で告示した 道路予定区域の一部供用開始 である。 延長一〇七・七六メートル | 備考 |